

## 令和2年度 対馬市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午前10時00分から午前10時25分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 会議室

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
5番 杉原要	6番 波田裕一郎	7番 初村重政
8番 岡村高史	9番 春日亀優	10番 小宮一人司
11番 戸田耕助	13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉

・農地利用最適化推進委員 (14人)

永尾佐登志	庄司幹雄	永瀬秀利	西山義典
佐伯豊	佐伯武久	齋藤秀文	永留静夫
日高安実	阿比留輝夫	小宮正至	小宮貞司
糸瀬光信	宮原安典		

4. 欠席委員 (2人)

4番 阿比留なみ恵 12番 松村英二

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第2号 非農地証明書交付願について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	庄司智文
農業委員会事務局局長補佐	永留潤也
農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長	築城貴憲
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	梅野友和
上対馬振興部地域振興課参事兼係長	國分茂徳

## 7. 会議の概要

### 議 長

おはようございます。

ただ今から、令和2年度、対馬市農業委員会第2回総会を開会いたします。阿比留なみ恵委員、松村英二委員から欠席の届出が有っております。

農業委員定数は14名、本日の出席者は12名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員、14名も全員出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、11番の戸田耕助委員、13番の春日亀 智恵子委員にお願いを致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

議事日程第4、議案第2号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は5件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

### 事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。議案第2号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇市〇〇町の〇〇さんで、〇〇町〇〇451番の畑1筆、面積は323平米でございます。位置図、写真等を3ページから6ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号2の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇343番、344番、351番の畑、3筆、3,797平米でございます。位置図、写真等を7ページから10ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号3の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇354番1の畑、1筆、面積は684平米でございます。位置図、写真等を11ページから14ページに添付しておりますのでご参照ください。

議案書の2ページをお開き下さい。

番号4の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇48番4の畑、1筆、249平米でございます。位置図、写真等を15ページから19ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号5の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇547番第3の畑、1筆、446平米でございます。位置図、写真等を20ページから24ページに添

付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1、番号2、番号3につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(10番 委員挙手)

### 10番 小宮一人司委員

私の担当地区でございますので、今、事務局長からの説明が有りましたとおりでございますが、私の方から説明をさせていただきます。22日に〇〇係長様と現地を確認に行っていました。ここに書かれておりますように、理由とか時期と書いておりますとおりに、本当に1番につきましてははですね、55年頃から耕作が出来なかったということで、今は山林化しております。そして4ページに有りますように山の中腹でございまして、とてもじゃないが今の時代に耕作をする手立てといたしますか、昔、食料難から続きました畑がそのまま地目として残っている状態でございまして、何ら非農地証明について問題ないと思われまして。それから、2番いいですか、2番につきましては私の地区でございまして、〇〇でございます。理由及び時期についてもここに書かれておりますが、この土地は、昔は河川でございました。河川を変更するために掘り切った出来た畑でございまして、もともと耕作不向きな土地でございまして、近頃まで、ダムとか河川が出来るまでは川が氾濫してそこを流れておりました。別名としまして古川というような別名もございまして昔河川でございましたので、不向きでございましてこれもこの土地も何と言いますか、耕作者がいないということでそのまま雑木などが繁茂してここに書かれておる状態でございます。これも変更は何ら問題はないと思えます。3につきまして説明いたします。これも同じ状況の畑でございまして、これも40年近く耕作をなされていないということで農地としては後継者がいないということでそのままになっております。これも何ら非農地としても問題ないものと思われまして。どうか皆様方よろしくお願いをします。終わります。

## 議 長

次に、番号4について補足説明をお願い致します。

(5番 委員挙手)

### 5番 杉原 要委員

5番委員杉原でございます。資料もありますので座ったまま説明させていただきます。2号議案、番号4の非農地証明交付願の案件について説明させていただきます。6月18日午前10時から〇〇課、〇〇係長及び、申請人の代理者と私の3名で現地調査を行いました。当該地の付近見取り図につきましては16ページ、17ページ、18ページに上空からの写真等が添付されておりますのでご参照ください。この申請地は、約30年間耕作することなく放置されていたもので

あり、現在ではその土地のほとんどが雑木或いは竹林化しており、今後こういう状態での耕作再開は難しいものだと考えております。これによりまして非農地証明ということで出てきております。どうぞご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

次に、番号5について補足説明をお願い致します。

(18番 推進委員挙手)

### 18番 西山義典推進委員

番号5の非農地証明願について説明いたします。18日の日に〇〇課の〇〇さんと〇〇さんの代理の〇〇行政書士と3人で現地を確認いたしました。申請どおり、図面どおりにこういうふう荒廃されております。周りには農地の作物らしいものは見当たりませんのでよろしくご検討お願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第2号の番号1について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成です。番号1は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成です。番号2は原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、番号3について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。番号3は原案のとおり交付することに決定しました。

次に、番号4について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。番号4は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号5について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。番号5は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の25ページをお開き下さい。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、171平米を売買して、漁具置場用地、車庫用地に転用するものであります。

位置図、写真、配置図等を26ページから33ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(1番 委員挙手)

### 1番 永留正司委員

ただ今議題にあがりました議案第3号、番号1の補足説明を致します。6月の19日、事務局〇〇課長補佐、譲受人の〇〇さん私の3名で現地確認をいたしました。位置図、配置図26～33ページ、特に28ページの写真を見て頂ければ解りますように、譲受人の〇〇〇〇さんの説明によりますと、現地は畑で畑に面して南西側に譲渡人である〇〇さんの居宅が有り、すでに売買が成立し〇〇さんに所有権移転がなされ現在改装工事中で、今回この一面にある申請地の畑部分171平米も譲り受けることになって、転用申請に至ったとのこととあります。譲渡人の〇〇さんはすでに〇〇の方に引越されております。周囲の状況は宅地と山林、道に囲まれており今回の転用で漁具置場及び車庫用地に利用したいとのことですが、何ら問題は無いと現地確認をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑有りませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第3号の番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。賛成多数でございます。

本件は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議事日程第5、「その他」の事項ですが、何かございませんでしょうか。有りませんか。(質疑なしの声あり)

ご意見、質問が無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は提案されました議案を慎重にご審議いただきありがとうございます。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が全面解除され、一月が経ちましたが、まだまだ収束(終息)には至っていない状況でございます。対馬市では、感染者が確認されておりませんが、新しい生活様式を実践されながら、今後においても一人ひとりが意識を持って、手洗い、咳エチケット、マスクの着用、そして、三つの密を避けて、それぞれが引き続き感染症の防止に心がけていただきたいと思っております。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第2回総会を閉会と致します。

お疲れさまでした。